

令和 5 年 度

定 期 監 査 集 録

財 政 援 助 団 体 監 査 集 録

工 事 監 査 集 録

瀬 戸 市 監 査 委 員

目 次

定期監査

1	行政管理部	行政課（選挙管理委員会事務局）	1
2	市民生活部	税務課	3
3	健康福祉部	社会福祉課	5
4	都市整備部	建設課	9
5	都市整備部	水道課・浄水場管理事務所	12
6	都市整備部	下水道課・浄化センター管理事務所	14
7	教育部	学校教育課・教育政策課 小学校（掛川、萩山、八幡、西陵小学校） 中学校（品野中学校）	16
8	議会事務局	議事課	19
9	市民生活部	水野支所、幡山支所、品野支所	21
10	健康福祉部	高齢者福祉課	26
11	市長直轄組織	危機管理課	29
12	市長直轄組織	まちづくり協働課	31
13	健康福祉部	保育課 保育園（水南、古瀬戸保育園）	34
14	健康福祉部	児童発達支援センター（のぞみ学園、発達支援室）	35
15	健康福祉部	健康課	37
16	都市整備部	用地課	39
17	経営戦略部	政策推進課	41
18	地域振興部	産業政策課	44
19	都市整備部	都市計画課	46

財政援助団体監査

1	指定管理者	瀬戸まちづくり株式会社 （市長直轄組織 まちづくり協働課（パルティセと市民交流センター）、 都市整備部 維持管理課（パルティセと駐車場））	48
2	財政援助団体	瀬戸市まるっとミュージアム・観光協会 （地域振興部 観光課）	50

工事監査

1	吉田橋橋梁補修工事（都市整備部 維持管理課）	52
---	------------------------	----

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 行政管理部 行政課（選挙管理委員会事務局）
- 第 2 監査期間 令和 5 年 8 月 1 日から令和 5 年 9 月 2 8 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 財産管理事務
 - 4 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 5 年度において執行された令和 5 年 6 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 庶務関係

ア 公印関係

前回の定期監査で指摘したところであるが、公印について、台帳と一致しないもの、また保存期間が適切でないものが見受けられる。

公印は、公務上作成された文書に使用する印章で、その印影を押すことにより当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものであり、その扱いは慎重かつ正確である必要があるため、より適正な管理と運用に改善されたい。

2 注意事項

(1) 契約事務

- ア 物品購入契約書（瀬戸市議会議員一般選挙表示物等調達）
見積徴収伺いで公印を施行した記録がない。
- イ 物品購入契約書（令和5年4月23日執行瀬戸市議会議員一般選挙
投票用紙）
見積徴収伺いで公印を施行した記録がない。
- ウ 業務委託契約書（自家用電気工作物の保安管理業務）
見積徴収伺いで公印を施行した記録がない。

(2) 財産管理事務

- ア 設置場所が異なっているもの。
 - 101832～101876 ロビー用（長）椅子（45台）
 - 101877～101892 記載台（16台）
 - 101893～101898 その他事務用品（掲示板）（6台）
 - 101899～101936 保管庫（38台）
 - 107807～107810 用紙交付機（4台）
 - 108833～108836 用紙交付機（4台）
 - 109117～109120 用紙交付機（4台）
 - 107825～107827 自書式投票用紙分類機（3台）
 - 108025～108030 記載台（6台）
- イ シール等により管理されていないもの。
 - 005513 面積計
 - 107356 電動工具
- ウ シール等により管理されておらず、かつ設置場所が異なっているもの。
 - 103121～103132 ベンチ（12台）

(3) 庶務関係

- ア 公印関係
選挙長印、選挙長職務代理印が告示されていない。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 市民生活部 税務課
- 第 2 監査期間 令和 5 年 8 月 1 日から令和 5 年 9 月 2 8 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 5 年度（補助金等交付事務については、令和 4 年度を含む。）において執行された令和 5 年 6 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 業務利用契約書（地方税ポータルシステム（e L T A X）に係る A S P サービス業務利用）

(ア) 見積徴収伺いで、公印を施行した記録がない。

(イ) 見積書に見積年月日の記載がない。

(2) 財産管理事務

ア 備品が見当たらないもの。

000755 シャープ P C - V 5 5 0 延滞金計算機

101621 計算機

イ 設置場所が異なっているもの。

011262 キング 1100 マップロッカー

105884 背張ひじ掛回転椅子 KF-436GB-T1T1

(3) 庶務関係

ア 会計年度任用職員関係

勤務実績報告書で、任用通知書の通勤費日額よりも高い日額旅費で
支払っているもの。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 健康福祉部 社会福祉課
- 第 2 監査期間 令和 5 年 8 月 1 日から令和 5 年 9 月 2 8 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 5 年度（補助金等交付事務については、令和 4 年度を含む。）において執行された令和 5 年 6 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、次の指摘のとおり改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 現金出納事務

ア 前回の定期監査の際に、改善事項として指摘したところであるが、その後一部改善はみられるものの、携帯金庫内に保管の扶助費等の現金について、出入金記録簿はあるが一部記載されていないものがあり、出金伝票及び領収書との突合せもされていない現状は、適切ではない。扶助費等の現金の出納については、故意・過失を含め、問題が発生しやすいところであるため、出納を明確にして現金を管理するよう改善されたい。

(2) 補助金等交付事務

ア 「瀬戸市障害者就労支援交通費助成事業」について、以下のとおり誤

った事務が見受けられた。再度、補助金要綱の内容及び運用について、財政担当部署に確認を行い、要綱及び運用を改善されたい。

- (ア) 要綱に交付申請と補助対象期間についての定めがないが、前年度を対象期間とした交付決定が行われている。(3件)(令和5年度)
- (イ) 要綱第8条に記載された請求書提出期限を過ぎたものに対し、補助金を支給しているもの。(8件)(令和5年度)

2 注意事項

(1) 経理事務

ア 現金出納事務

残高がある使われていない通帳が、旧課長名のまま放置されている。

(2) 契約事務

ア 業務委託契約書（意思疎通支援事業（手話通訳者等設置）の委託契約）

- (ア) 仕様書で、明確にすべき仕様が不足している。
- (イ) 見積徴収通知書に消費税額の取扱についての記載がない。
- (ウ) 見積徴収通知書で、公印が省略されている。
- (エ) 見積書に見積者の住所が記載されていない。
- (オ) 契約書に受注者の住所が記載されていない。
- (カ) 毎月払いだが、契約書約款第27条第2項に記載の支払予定表がない。
- (キ) 契約結果調書の公表伺いはあるが、契約結果調書が公表されていない。
- (ク) 検査調書がない。

イ 業務委託契約書（意思疎通支援事業（手話通訳者等派遣）の委託契約）

- (ア) 施行伺い及び見積徴収通知書の仕様書に、委託金額が記載されている。
- (イ) 見積徴収通知書で、公印が省略されている。
- (ウ) 提出された見積書に明細書がないため、単価金額が不明である。
- (エ) 契約書に受注者の住所が記載されていない。
- (オ) 単価契約だが、契約書内の明細書に年間の見込数量と見込金額が記載されている。
- (カ) 契約結果調書の公表伺いはあるが、契約結果調書が公表されていない。

ウ 賃貸借契約書（生活保護版レセプト管理システムクラウド賃貸借）

- (ア) 契約結果調書の公表伺いで、契約結果調書に「仕様書は別紙参照」

とあるが別紙がなく、契約結果調書が公表されていない。

(イ) 検査調書がない。

エ 業務委託契約書（障害者相談支援事業業務委託）

(ア) 施行伺いの決裁日が、入札参加者指名審査委員会の前になっている。

(イ) 契約伺い兼支出負担行為決議書に、別事業の契約書案が添付されている。

オ 業務委託契約書（障害支援区分認定調査業務委託）

(ア) 見積徴収通知書で、公印が省略されている。

(イ) 契約書に印紙がない。

(ウ) 単価契約だが、契約書内の明細書に年間の見込数量と見込金額が記載されている。

(エ) 契約書の約款第20条及び第21条で、単価契約であるため契約期間を通して予定される委託料の金額を想定するところ「契約金額」となっている。

(オ) 契約結果調書の公表伺い及び契約結果調書で契約内容が記載されていない。

カ 業務委託契約書（やすらぎ障がい者相談支援センター運営事業業務委託）

見積徴収通知書に税抜で見積書を作成するよう記載しているが、税込で作成した見積書が提出されている。

キ 業務委託契約書（団体事務局等業務委託）

(ア) 見積徴収伺いの業者一覧表及び見積結果伺いに、業者「選定理由の詳細は別紙参照」と記載があるが、別紙がない。

(イ) 見積徴収通知書で、見積書提出の締切と見積に関する質疑の提出締切が同じ日時になっている。

(3) 補助金等交付事務

ア 瀬戸保護区保護司会補助金

交付決定通知書で、公印が省略されている。（令和5年度）

イ 瀬戸市心身障害者交通料金助成事業

(ア) 年度当初の券の発送の決裁において、対象者名簿がなく、助成対象者が特定されていない。（令和4・5年度）

(イ) 年度当初の券の発送の決裁が、予算議決前になされているが、「令和5年瀬戸市議会3月定例会において当該予算の議決がされなかった場合には、事業を行いません。」の記載がない。（令和5年度）

(ウ) 3月末に申請があったものの内、次年度分の申請及び交付決定をせず、券の交付をしているもの。（4件）

- (エ) 助成券は金券であるが、書き損じ等で欠番となった際に、欠番の理由や券の所在について、処理方法が明確にされていない。
- ウ 瀬戸市障害者就労支援交通費助成事業
行政不服審査の教示が不要だが、決定通知書及び不決定通知書に教示文が記載されている。
- (4) 財産管理事務
 - ア 備品が見当たらないもの。
4485 イトーキ KG635 管理職用椅子（旧番174）
- (5) 庶務関係
 - ア 公印関係
公印について、瀬戸市公印規則別表に記載された用途以外に使用しているもの。
 - イ 出納員関係
出納員証が作成されていない。
 - ウ 会計年度任用職員関係
 - (ア) 休暇簿で、前年からの繰越状況が誤っているもの。
 - (イ) 服喪休暇の申請がされていないもの。

以上

監査報告書

- 第1 監査対象 都市整備部 建設課
- 第2 監査期間 令和5年9月1日から令和5年10月26日まで
- 第3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 指定管理事務
 - 4 補助金等交付事務
 - 5 財産管理事務
 - 6 庶務関係

第4 監査の実施内容

令和5年度（補助金等交付事務については、令和4年度を含む。）において執行された令和5年7月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり検討及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 検討事項

(1) 指定管理事務

都市公園の指定管理において、基本協定書で指定管理業務と見られる業務を別発注しているものがあつた。仕様書の指定管理業務の範囲を整理し、指定管理者が行うべき業務と市が行うべき業務が明確になるよう検討されたい。

2 注意事項

(1) 契約事務

ア 契約書（愛・パーク管理業務委託）

- (ア) 施行伺いの決裁日が、入札参加者指名審査委員会の前になっている。
- (イ) 見積徴収通知書で、契約書作成の要否を要とすべきところ、否と記載されている。
- (ウ) 随意契約事前公表調書の公表の決裁が、施行伺いの決裁日より前に決裁されている。
- (エ) 随意契約事前公表調書及び随意契約事後公表調書の公表伺いはあるが、公表されていない。
- (オ) 契約決裁の契約書案に、設計書、業務仕様書等がない。
- (カ) 検査調書がない。

イ 工事（市民公園路肩修繕工事）

施行伺いで、設計書がない。

ウ 工事（市民公園舗装修繕工事）

施行伺いで、設計書がない。

エ 請書（宝ヶ丘町地内舗装整備その2工事）

施行伺いで、設計書がない。

オ 請書（宝ヶ丘町地内舗装整備工事）

- (ア) 施行伺いで、設計書がない。
- (イ) 見積徴収依頼書が、新市長名になっている。

カ 契約書（新明町地内舗装整備工事）

- (ア) 施行伺いで、執行理由欄と契約方法欄で、随意契約該当号数が異なる。
- (イ) 施行伺いで、随意契約であるのに、入札保証金欄が「免除」となっている。
- (ウ) 契約決裁の契約書案に、約款、設計書、仕様書等がない。
- (エ) 契約結果調書の公表伺いはあるが、契約結果調書が公表されていない。

(2) 指定管理事務

ア 都市公園の指定管理

- (ア) 基本協定書第42条では「年間事業報告書を各年度終了後30日以内に」に提出、仕様書8(5)では精算及び事業報告は「会計年度終了後、2か月以内」に行うとなっており、期間が異なっている。
- (イ) 基本協定書第10条で、「都市公園に、自らの名称と連絡先を表示するものとする」となっているが、一部表示のない都市公園があるもの。
- (ウ) 基本協定書第39条の指定管理者によるモニタリングの実施結果

が、報告されていない。

- (エ) 提出された緊急マニュアルで、市の連絡先が「維持管理課」となっており誤っている。

イ 瀬戸市自然児童遊園の指定管理

- (ア) 基本協定書第41条では「年間事業報告書を各年度終了後30日以内に」に提出、仕様書4(5)では精算及び事業報告は「会計年度終了後、2か月以内」に行うとなっており、期間が異なっている。
- (イ) 基本協定書第38条の指定管理者によるモニタリングの実施結果が、報告されていない。
- (ウ) 提出された緊急マニュアルで、市の連絡先が「維持管理課」となっており誤っている。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 都市整備部 水道課・浄水場管理事務所
- 第 2 監査期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 5 年 10 月 26 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 財産管理事務
 - 4 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 5 年度において執行された令和 5 年 7 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 緊急工事協定書

- (ア) 現場代理人選任届及び完了届の様式の押印が廃止されていない。
- (イ) 様式 5 の提出の記載がない。
- (ロ) 協定書案に様式 5 の添付がない。
- (ハ) B-43 及び B-44 の工事内訳書の材料費の記載がない。

イ 水道水ボトルウォーター製作業務委託

- (ア) 監督員任命通知の伺いに新規・変更の別の記載がない。
- (イ) 支出負担行為決議書兼契約伺いに、契約書案の添付がない。

ウ 国道 155 号歩道装備関連配水布設工事

- (ア) 監督員任命通知の伺いに新規・変更の別の記載がない。

- (イ) 工事変更伺いの様式が異なっている。
- エ 下水道関連支障移転等配水管布設設計業務委託
 - (ア) 監督員任命通知の伺いに新規・変更の別の記載がない。
 - (イ) 契約書案に設計書、仕様書等がない。
- オ 蛇ヶ洞浄水場自己水あり方検討業務委託
 - (ア) 監督員任命通知の伺いに新規・変更の別の記載がない。
 - (イ) 契約書案に設計書、仕様書等がない。
- カ 瀬戸市水道施設管理システム保守・データ更新業務委託
 - (ア) 監督員任命通知の伺いに新規・変更の別の記載がない。
 - (イ) 契約書案に約款、設計書、仕様書等がない。
- キ 令和5年度馬ヶ城浄水場ろ過池砂揚工事
 - (イ) 契約書案に約款、設計書、仕様書等がない。

(2) 財産管理事務

- ア 設置場所が異なっているもの。
No. 4 フジ鉄管探知機 FL-88H

(3) 庶務関係

- ア 会計年度任用職員
 - (ア) 休暇簿の当初の状況欄が未記入のもの。
 - (イ) 休暇簿の前年からの繰越状況が誤っているもの。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 都市整備部 下水道課・浄化センター管理事務所
- 第 2 監査期間 令和 5 年 1 0 月 2 日から令和 5 年 1 1 月 2 8 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 5 年度（補助金等交付事務については、令和 4 年度を含む。）において執行された令和 5 年 8 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

- ア 工事請負契約書（今林町地区（池田町）舗装復旧その 1 工事）
契約決裁で、契約書案に設計書、工事仕様書等がない。
- イ 工事請負契約書（今林町地区（池田町）污水管渠工事）
契約決裁で、契約書案に設計書、工事仕様書等がない。
- ウ 業務委託契約書（マンホール目視調査業務委託）
契約決裁で、契約書案に設計書、工事仕様書等がない。
- エ 工事請負契約書（水野浄化センター計装設備更新工事）
契約決裁で、契約書案に設計書、工事仕様書等がない。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象** 掛川小学校、萩山小学校、八幡小学校、西陵小学校、品野中学校
- 第 2 監査期間** 令和 5 年 1 0 月 2 日から令和 5 年 1 1 月 2 8 日まで
- 第 3 監査項目**
- 1 経理事務
 - 2 財産管理事務
 - 3 公印管理事務
 - 4 劇物・薬品類保管状況
 - 5 防災対策
 - 6 防犯対策
 - 7 設備安全点検

第 4 監査の実施内容

令和 5 年度において執行された令和 5 年 8 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、財産管理事務及び劇物・薬品類の保管状況については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、次の指摘のとおり改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

ア 給食費の出納事務

品野中学校で、未納分給食費の取り扱いについて事実と異なる入金通知が作成されていた。また、入金通知と事実の差異を調整するために文書等の起案行為を経ず職員判断で入金記録の変更を行っていた。入金記録を適正に行うとともに、生じた事後事務を文書等確実な手法を用いて執行するよう改善されたい。

イ 前回の定期監査の際の措置通知で、「全学校の消防計画書から別表 4 「防火対象物維持台帳」に関する記述を削除しました。」としているが、

品野中学校の消防計画書で記述が削除されていない。

前回の定期監査の際に、検討事項として指摘したところであり、措置通知と異なる状況のため、早急に改善されたい。

2 注意事項

(1) 経理事務

ア 就学援助費取扱状況

学校管理の就学援助費で、出入金が正確に記録されていないもの。

(品野中)

(2) 財産管理事務

ア 備品シールが貼られていないもの。

1318 草刈機 MUR185UDRF (萩山小)

53-1 カウンター イトウ 7219 90 度 コーナー部 (八幡小)

1294-1 耕運機 MKR0360H (西陵小)

1506 (市 4336) 焼窯(電気窯)陶芸用電気炉 200V・15kw・44A (品野中)

1566 視力検査器 YCL-3SV (品野中)

イ 備品シールが貼られておらず、設置場所が異なるもの。

1380 芝刈機 LC356VP (八幡小)

ウ 設置場所が異なるもの。

1185-1 (市 104214) プラズマ電子情報ボード パイオニア EPD-C504EC3A (萩山小)

1067-1 (市 100109) 電子黒板 EPD-C50E (西陵小)

エ 財務管理システム(市)の備品個数が誤っており、また校務支援システム(C4th)と金額が相違するもの。

1302・1303 (市 109056) ハンドボールゴール+ゴールネットセット (西陵小)

オ 廃棄手続きがされていないもの。

588-1 (市 104253) クラリネット ヤマハ YCL-621 (品野中)

カ 備品登録がされていないもの。(西陵小)

マキタ M 高圧洗浄機 配管ホースセット品 MHW0820

マキタ M 40W 充電式チェーンソー250mm MUC008GDR2

マキタ パワーソースキット1 A-61226

マキタ パワーソースキット2 A-67094

SKD インバーター発電機 IEG1600M-Y/M 限定

マキタ 18V 充電式レシプロソー JR184DRF

マキタ 18V 充電式マルチツール 6Ah TM52DRG

マキタ 40V 充電式高枝チェンソー MUA002GZ

マキタ 40V 充電式クリーナー CL002GRDCW

マキタ パワーソースキット XGT2 A-69733

マキタ パワーソースキット XGT2 A-69733

(共立) デジタル絶縁抵抗計 KEW3552

(3) 公印管理事務

ア 校長職務代理人印について、瀬戸市教育委員会公印規則別表の形式欄と異なる印影となっている。

(4) 劇物・薬品類管理状況

ア 薬品台帳が作成されていない薬品(過酸化水素水)がある。(品野中)

(5) 防災対策

ア 消防計画における消防用設備等の自主点検について、点検表に実施した記録がない。

イ 消防計画における避難訓練等を実施する場合の瀬戸市消防本部への事前通知がなされていないもの。

ウ 消防設備点検の不良箇所の指摘事項について、対応がされていないもの。(萩山小)

(6) 設備安全点検

ア 施設・設備の安全点検を4・6・9・12・1・3月に実施予定だが、学校経営案では年10回実施となっている。(萩山小)

イ 遊具点検において、丸太遊具の腐食について修繕の必要性が指摘されているが、対応がされていない。(西陵小)

以上

監査報告書

- 第1 監査対象 議会事務局 議事課
- 第2 監査期間 令和5年10月2日から令和5年11月28日まで
- 第3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第4 監査の実施内容

令和5年度（補助金等交付事務については、令和4年度を含む。）において執行された令和5年8月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 使用許諾契約書（瀬戸市議会映像配信システム使用許諾）

㉞ 施行伺いで、毎月払いであるのに、支払い方法が完了後一括払いになっている。

㉟ 契約結果調書の公表の決裁はあるが、公表されていない。

イ 使用許諾契約書（瀬戸市議会会議録検索システム使用許諾）

㉞ 施行伺いで、毎月払いであるのに、支払い方法が完了後一括払いになっている。

㉟ 契約結果調書の公表の決裁はあるが、公表されていない。

- ウ 業務委託契約書（瀬戸市議会映像配信システム用データ（本会議・委員会）作成業務委託）
契約結果調書の公表の決裁はあるが、公表されていない。
- エ 業務委託契約書 瀬戸市議会会議録検索システム用更新データ（本会議・委員会）作成業務委託
契約結果調書の公表の決裁はあるが、公表されていない。
- オ 業務委託契約書（瀬戸市議会本会議会議録作成業務委託）
契約結果調書の公表の決裁はあるが、公表されていない。
- カ 業務委託契約書（瀬戸市議会情報番組制作放送業務委託）
 - (ア) 施行伺いで、随意契約であるのに入札保証金欄が免除となっている。
 - (イ) 見積依頼書で、予定価格は事後公表であるのに非公表となっている。
 - (ロ) 契約決裁で、契約書案に仕様書が添付されていない。

(2) 補助金等交付事務

ア 政務活動費

交付決定通知書で、公印を施行した記録がない。（令和4・5年度）

(3) 財産管理事務

ア 設置場所が異なっているもの。

008042 テーブル

011437 テーブル

(4) 庶務関係

ア 公印関係

管守者が更新されていない。（4件）

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 市民生活部 水野支所
- 第 2 監査期間 令和 5 年 1 1 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 2 7 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 財産管理事務
 - 4 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 5 年度において執行された令和 5 年 9 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書（自家用電気工作物保安管理業務委託）

契約保証金の規定が重複しており、契約書第 2 1 条と第 2 4 条で根拠規定の号数が異なる。

イ 伝票（水野支所庁舎清掃業務委託）

支出負担行為決議書で、年 2 回の分割払いである旨、記載がない。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 市民生活部 幡山支所
- 第 2 監査期間 令和 5 年 1 1 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 2 7 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 財産管理事務
 - 4 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 5 年度において執行された令和 5 年 9 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 請書（幡山支所庁舎清掃業務委託）

(ア) 施行伺いで、分割払いであるのに、支払い方法が完了後一括払いになっている。

(イ) 請書に収入印紙がない。

(ウ) 請書に支払い方法に関する記載がないが、分割払いをしている。

イ 請書（幡山支所 レジスター購入）

見積徴収通知書で、見積書提出の締切と見積に関する質疑の提出締切が同じ日時になっている。

ウ 業務委託契約書（幡山支所庁舎警備業務委託）

(ア) 施行伺いで、分割払いであるのに、支払い方法が完了後一括払い

になっている。

- (イ) 施行伺い及び見積徴収通知書の仕様書に、委託金額及び定義のない甲乙が記載されている。
- (ウ) 見積徴収通知書で、見積書提出の締切と見積に関する質疑の提出締切が同じ日時になっている。
- (エ) 支出負担行為決議書に、契約書案が添付されていない。

(2) 庶務関係

ア 会計年度任用職員関係

休暇簿で、前年度からの繰越状況及び今年度の付与日数が誤っているもの。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 市民生活部 品野支所
- 第 2 監査期間 令和 5 年 1 1 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 2 7 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 財産管理事務
 - 4 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 5 年度において執行された令和 5 年 9 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 経理事務

ア 現金出納事務

釣銭の一部について、管理が適当でない。

(2) 契約事務

ア 請書（品野支所庁舎清掃業務委託）

(ア) 施行伺い及び見積徴収通知書に、議決前であるのに当該予算が議決されなかった場合は本業務を中止する旨の記載がない。

(イ) 施行伺いで、完了後一括払いであるのに、支払い方法が分割払いになっている。

(ウ) 施行伺いの仕様書で、「清掃業務終了の都度、清掃業務報告書を作成し報告するものとする。」とあるが、報告書がない。

- (エ) 見積徴収依頼書に、仕様書がない。
- (オ) 請書で、契約保証金が「非該当」となっている。
- イ 業務委託契約書（品野支所庁舎警備業務委託）
 - (ア) 施行伺い及び見積徴収通知書に、議決前であるのに当該予算が議決されなかった場合は本業務を中止する旨の記載がない。
 - (イ) 見積徴収伺いで、決裁権者の押印のないもの。
- ウ 業務委託契約書（品野支所ガスヒーポン保守業務委託）
 - (ア) 施行伺いに、議決前であるのに当該予算が議決されなかった場合は本業務を中止する旨の記載がない。
 - (イ) 施行伺いの仕様書で、定義のない甲乙が記載されており、点検項目一覧表がない。
 - (ウ) 見積徴収伺いで、見積徴収依頼書案がない。
 - (エ) 支出負担行為決議書に、契約書案が添付されていない。
 - (オ) 契約書で、相手方の業者名が登録と異なる。
- (3) 庶務関係
 - ア 公印関係
 - 品野支所の 5mm×5mm の瀬戸市長印が、市民課へ貸し出されている。
 - イ 会計年度任用職員関係
 - 休暇簿で、前年度からの繰越状況及び今年度の付与日数が誤っているもの。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 健康福祉部 高齢者福祉課
- 第 2 監査期間 令和 5 年 1 1 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 2 7 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 指定管理事務
 - 4 補助金等交付事務
 - 5 財産管理事務
 - 6 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 5 年度（補助金等交付事務については、令和 4 年度を含む。）において執行された令和 5 年 9 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、次の指摘のとおり改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 財産管理事務

備品が見当たらないもの、シール等で管理されていないものが多数確認された。また、旧老人憩いの家の建屋の内部にも多数の備品が存在するが、備品台帳の設置場所に当該施設の記載のものが見当たらない。

備品は、本市の大切な財産であることから、今一度、調査、点検を行い、適正な事務を執り行うよう改善されたい。

2 注意事項

(1) 経理事務

- ア 調定決議書で、金額が訂正されているもの。
- (2) 契約事務
 - ア 業務委託契約書（瀬戸市通いの場事業業務委託）
 - 見積徴収伺い及び見積徴収通知書で、予定価格が事後公表であるのに非公表となっている。
 - イ 業務委託契約書（瀬戸市高齢者自立支援・介護予防・重度化防止事業）
 - (7) 見積徴収伺い及び見積徴収通知書で、予定価格が事後公表であるのに非公表となっている。
 - (4) 契約結果の公表の決裁はあるが、公表されていない。
 - ウ 業務委託契約書（瀬戸市高齢者等見守りシステム体制整備事業業務委託）
 - (7) 見積徴収伺い、見積徴収通知書、見積結果伺い及び契約結果調書で、予定価格が事後公表であるのに非公表となっている。
 - (4) 契約結果の公表の決裁はあるが、公表されていない。
 - エ 業務委託契約書（第1層生活支援コーディネーター配置業務委託）
 - (7) 施行伺いの決裁日が、入札参加書審査委員会の前になっている。
 - (4) 見積徴収伺いで、予定価格が事後公表であるのに非公表となっている。
 - (7) 見積徴収通知書で、議決前であるのに当該予算が議決されなかった場合は、見積徴収を中止する旨の記載がない。
 - オ 業務委託契約書（瀬戸市地域包括センター運営（水野・西陵連区））
 - (7) 施行伺いの決裁日が、入札参加書審査委員会の前になっている。
 - (4) 見積徴収通知書で、議決前であるのに当該予算が議決されなかった場合は、見積徴収を中止する旨の記載がない。
 - (7) 見積徴収伺い及び見積徴収通知書で、予定価格が事後公表であるのに非公表となっている。
 - (4) 契約結果調書の契約内容の欄で、法の名称が明示されていない。
 - カ 業務委託契約書（瀬戸市地域包括センター運営（効範・水南連区））
 - (7) 施行伺いの決裁日が、入札参加書審査委員会の前になっている。
 - (4) 見積徴収通知書で、議決前であるのに当該予算が議決されなかった場合は、見積徴収を中止する旨の記載がない。
 - (7) 見積徴収伺い及び見積徴収通知書で、予定価格が事後公表であるのに非公表となっている。
 - (4) 契約結果調書の契約内容の欄で、法の名称が明示されていない。
 - キ 業務委託契約書（在宅医療介護連携推進事業）
 - (7) 見積徴収通知書で、議会の議決の結果、見積徴収を中止すること

もある旨の記載がない。

(4) 見積徴収通知書で、予定価格が事後公表であるのに非公表となっている。

(3) 補助金交付事務

ア 認知症カフェ運営補助金

交付決定の決裁で、金額が訂正されている。

イ 成年後見人制度利用支援補助金

要綱の変更前の古い様式を使用している。

(4) 庶務関係

ア 出納員関係

出納員証が交付されていない。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 市長直轄組織 危機管理課
- 第 2 監査期間 令和 5 年 1 2 月 1 日から令和 6 年 1 月 3 1 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 5 年度（補助金等交付事務については、令和 4 年度を含む。）において執行された令和 5 年 1 0 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 防災訓練啓発チラシ作成業務委託

請書に収入印紙の貼付がない。

イ 令和 5 年度瀬戸市防災情報等配信システム更新構築業務委託

(7) 見積徴収伺い及び見積依頼書で、予定価格が事後公表のところ非公表となっている。

(4) 見積徴収依頼書で、質疑の提出期限が見積書提出期限と同じとなっている。

ウ 瀬戸市コミュニティ FM 中継局設備等維持管理業務委託

- (7) 見積徴収伺い、見積徴収依頼書及び見積結果伺いで、予定価格が事後公表のところ非公表となっている。
- (8) 見積徴収依頼書で、質疑の提出期限が見積書提出期限と同じとなっている。
- (9) 予定価格決定の伺い起案日及び予定価格書の日付の修正で、修正印がない。

エ 瀬戸市全国瞬時警報システム（J-ALERT）設備保守点検業務委託
監督員任命通知伺いで、新規・変更の別の記載がない。

オ 令和5年度瀬戸市防災行政無線（移動系）機器保守点検業務委託
見積徴収伺い及び見積依頼書で、予定価格が事後公表のところ非公表となっている。

(2) 財産管理事務

- ア 課管理の備蓄台帳の設置場所が異なるもの。
110354～110380 簡易給水槽

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 市長直轄組織 まちづくり協働課
- 第 2 監査期間 令和 5 年 1 2 月 1 日から令和 6 年 1 月 3 1 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 指定管理事務
 - 4 補助金等交付事務
 - 5 財産管理事務
 - 6 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 5 年度（補助金等交付事務については、令和 4 年度を含む。）において執行された令和 5 年 1 0 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、次の指摘のとおり改善、検討及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 契約事務

今回抽出した契約事務のうち、書類の作成、契約結果の公表等、初歩的な事務の誤りが繰り返されていた。今回指摘した以外の案件についても確認を行い、担当者の事務能力の向上に取り組まされたい。また、管理職においては、決裁時に内容の確認を確実に行うとともに、担当者の指導を行い、適正な事務を執り行うよう改善されたい。

(2) 財産管理事務

前回の定期監査において、備品登録されているが備品が見当たらない旨指摘をしたことについて、改善されていなかった。また、その他にも

不適切な備品管理が見受けられた。市の所有する備品は、市民の貴重な財産であることから、適切な備品管理を行うよう改善されたい。

2 検討事項

(1) 契約事務

業務委託契約書（瀬戸市道泉地域交流センター生涯学習事業委託料）
業務委託契約書（瀬戸市品野台地域交流センター生涯学習事業委託）
前回の定期監査で指摘したところであるが、本業務については業務委託でありながら施行伺い及び見積徴収伺いといった決裁がとられていない。また、契約書で実績報告書の提出期限が、翌年度の4月10日までとなっており、年度内に検収できない等、正確な業務委託の事務がされていない。財政及び契約担当部署に確認の上、業務委託、補助金または指定管理業務の一部として事務を整理する等、今後の事業の進め方について検討されたい。

3 注意事項

(1) 指定管理事務

ア 道泉地域交流センターの指定管理

- (ア) 基本協定書に、業務仕様書がない。
- (イ) 年度協定書で、指定管理者事業計画書に「施設の使用予定」の提出が定められているが、記載されていない。（令和4・5年度）
- (ウ) 年度報告に対して、指定管理業務であるが、業務委託の検査行為がなされている。（令和4年度）

(2) 補助金等交付事務

ア 瀬戸市地域力向上活動推進補助金（品野台地域力向上委員会）（令和4・5年度）

- (ア) 事業中止が多数あるが、変更申請がされていない。（令和4年度）
- (イ) 事業終了後に、消耗品の購入をしている。（令和4年度）

イ 瀬戸市地域力向上活動推進補助金（山口も～やっこ地域力協議会）（令和4・5年度）

実績報告書に添付されている領収書に不備があるもの。（多数）

ウ 瀬戸まちの課題解決応援補助金（令和4・5年度）

中間報告書の提出で、第8号様式の提出がない。（全件）（令和4年度）

(3) 庶務関係

ア 出張命令票関係

課長の出張命令票の決裁が副市長まで回議されていない。

イ 現金・金券等保管関係

- (ア) 携帯金庫内に、数年前の忘れ物の小銭入れ及び現金が放置されていた。
- (イ) 庁外部署において、切手が放置されており、また切手使用簿の記載と残数が一致しないもの。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象** 水南保育園、古瀬戸保育園
所管課 健康福祉部保育課
- 第 2 監査期間** 令和 5 年 1 2 月 1 日から令和 6 年 1 月 3 1 日まで
- 第 3 監査項目**
- 1 経理事務
 - 2 財産管理事務
 - 3 庶務関係
 - 4 防災・防犯対策
 - 5 施設（遊具）安全点検

第 4 監査の実施内容

令和 5 年度において執行された令和 5 年 1 0 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 財産管理事務

ア 同一備品が複数あり、特定できないもの。
104667 乳母車 散歩カー（水南保育園）

(2) 防災・防犯対策

ア 消防計画に基づいた避難訓練等の実施で、瀬戸市消防本部への事前通知がなされていないもの。（水南保育園、古瀬戸保育園）

以上

監 査 報 告 書

第 1 監査対象 健康福祉部 児童発達支援センター（のぞみ学園、発達支援室）

第 2 監査期間 令和 5 年 1 2 月 1 日から令和 6 年 1 月 3 1 日まで

第 3 監査項目

- 1 経理事務
- 2 契約事務
- 3 財産管理事務
- 4 庶務関係
- 5 防災・防犯対策
- 6 施設（遊具）安全点検

第 4 監査の実施内容

令和 5 年度において執行された令和 5 年 1 0 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 工事請負契約書（瀬戸市のぞみ学園照明設備 LED 化工事）

(ア) 支出負担行為決議書で、契約書案に設計書、仕様書等がない。

(イ) 支出負担行為変更決議書で、変更契約書案に変更設計書、仕様書等がない。

イ 業務委託契約書（障害児相談支援事業・特定相談支援事業）

(ア) 支出負担行為決議書で、契約書案、約款、仕様書等が添付されていない。

ウ 業務委託契約書（瀬戸市児童発達支援センター発達支援室機械警備業務）

(ア) 施行伺いで、設計金額の根拠となる設計書がない。

(イ) 見積徴収伺い及び見積結果伺いがない。

(2) 庶務関係

ア 時間外（休日）勤務命令票で、センター長の命令及び承認の印がないもの。（発達支援室）

以上

監 査 報 告 書

第 1 監査対象 健康福祉部 健康課

第 2 監査期間 令和 6 年 1 月 4 日から令和 6 年 2 月 2 9 日まで

第 3 監査項目

- 1 経理事務
- 2 契約事務
- 3 指定管理事務
- 4 補助金等交付事務
- 5 財産管理事務
- 6 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 5 年度（補助金等交付事務については、令和 4 年度を含む。）において執行された令和 5 年 1 1 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、指定管理事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 業務委託単価契約書（令和 5 年度瀬戸市産後ケア事業（宿泊ケア）業務委託）

(ア) 施行伺いで、執行理由等欄と契約方法欄で、随意契約の該当号数が異なっている。

(イ) 見積徴収伺い、予定価格の決定伺い及び契約結果調書公表伺いが無い。

イ 業務委託契約書（令和 5 年度瀬戸市新型コロナワクチン接種コール

センター等体制確保事業)

業務委託料及び履行期間の変更にかかる協議で、協議開始の日を受注者へ通知していない。

ウ 業務委託契約書（令和5年度がん検診無料クーポン券作成電算事務委託）

完了届、検査調書及び検査結果伺いが無い。

(2) 補助金等交付事務

ア 瀬戸市健康都市推進市民会議補助金

令和5年度補助金交付申請書で、補助事業の経費の配分使用方法等の収支に関する書類が無い。

(3) 財産管理事務

ア 設置場所が異なっているもの。

107307 保冷庫 日本フリーザー NC-ME15A

イ 廃棄手続きがされていないもの。

109323 陳列棚・ウインドウケース ショーケースC 日本アルミ
H-5204-BR

(4) 庶務関係

ア 会計年度任用職員関係

(ア) 時間外（休日）勤務命令票で、命令欄に押印が無いもの。

(イ) 時間外（休日）勤務命令票で、支給割合が誤っているもの。

(ウ) 勤務実績報告書で、超過勤務手当が誤っているもの。

(エ) 休暇簿で、付与日数を超えて年次有給休暇を取得しているもの。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 都市整備部 用地課
- 第 2 監査期間 令和 6 年 1 月 4 日から令和 6 年 2 月 2 9 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 財産管理事務
 - 4 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 5 年度において執行された令和 5 年 1 1 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 市道萩殿春雨線整備事業に係る不動産鑑定業務委託

施行伺い、見積依頼書等に町地内の表示のみで、地番表示がなく鑑定依頼する筆が確定できない。

イ 下品野遺跡発掘調査業務委託

(7) 見積伺い、見積依頼書、見積結果伺い及び契約結果公表伺いに予定価格が事後公表であるのに非公表となっている。

(8) 見積依頼書の質疑の提出期限が、見積提出期限と同日、同時間となっている。

(2) 財産管理事務

ア 備品が見当たらないもの。

011464 事務椅子

106033 背張ひじ掛け回転椅子

イ 備品はあるが、備品台帳に登録がないもの。

102518 キャビネット

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 経営戦略部 政策推進課
- 第 2 監査期間 令和 6 年 2 月 1 日から令和 6 年 3 月 2 8 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 財産管理事務
 - 4 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 5 年度において執行された令和 5 年 1 2 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 経理事務

ア 歳入関係

決裁権者の押印がないもの。

イ 歳出関係

支出負担行為決議書兼支出命令書で、支払後に領収書が添付されていないもの。(5 件)

ウ 金券等保管関係

切手受払簿の記載と残数が一致しないもの。

(2) 契約事務

ア 業務委託契約書（旧古瀬戸小学校解体工事設計業務委託）

施行伺いの決裁日が、入札参加者指名審査委員会の前になって

いる。

イ 業務委託契約書（瀬戸市ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）業務委託）

(ア) 施行伺いで、随意契約該当号数が誤っている。

(イ) 契約書の契約期間が、自動更新となっている。

ウ 業務委託契約書（不動産鑑定評価（土地））

(ア) 施行伺いで、随意契約であるのに、入札保証金欄が「免除」となっている。

(イ) 請書に受注者の住所が記載されていない。

エ 請書（東明小学校跡地内登記嘱託支援業務）

(ア) 施行伺い及び見積徴収伺いで、業者一覧表がない。

(イ) 見積結果伺いで、契約の相手方とした理由があるが、事実と反している。

オ 工事請負契約書（窯町地内排水路整備工事）

見積徴収通知書で、見積書提出の締切と見積に関する質疑の提出締切が同じ日時になっている。

カ 請書（旧深川・東明小学校機械警備業務委託）

(ア) 施行伺いで、毎月払いであるのに、支払い方法が完了後一括払いになっている。

(イ) 請書の委託契約条項等で、定義のない甲乙が記載されている。

(ウ) 契約結果調書が公表されていない。

キ 業務委託契約書（市有地環境整備業務委託）

(ア) 見積徴収伺い及び見積徴収通知書で、予定価格が事後公表であるのに非公表となっている。

(イ) 見積徴収通知書で、契約書作成の可否を要すべきところ、否と記載されており、また見積書提出の締切と見積に関する質疑の提出締切が同じ日時になっている。

(ウ) 契約書の収入印紙税額が誤っている。

ク 業務委託契約書（行財政情報サービス i JAMP 利用料）

(ア) 施行伺い及び見積徴収通知書の仕様書に、委託金額が記載されている。

(イ) 見積徴収伺いで、公印を施行した記録がない。

(ウ) 見積徴収伺い、見積徴収通知書、見積結果伺い及び契約結果調書で、予定価格が事後公表であるのに非公表となっている。

(エ) 見積徴収通知書で、見積書提出の締切と見積に関する質疑の提出締切が同じ日時になっている。

(オ) 契約書の発注者欄に、公印が押されていない。

(カ) 契約結果調書の公表伺いはあるが、契約結果調書が公表されていない。

(キ) 検査調書がない。

(3) 財産管理事務

ア 備品が見当たらないもの。

4136 HTM-109GSS (GSG) -TE 引違書庫

7411 イトーキ KG635 管理職用椅子

イ 設置場所が異なっているもの。

107889 会議机 W2000*D860*H700

(4) 庶務関係

ア 会計年度任用職員関係

休暇簿で、前年からの繰越状況が誤っているもの。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 地域振興部 産業政策課
- 第 2 監査期間 令和 6 年 2 月 1 日から令和 6 年 3 月 2 8 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 指定管理事務
 - 4 補助金交付事務
 - 5 財産管理事務
 - 6 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 5 年度において執行された令和 5 年 1 2 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 企業団地事業化検討業務委託

見積徴収通知書の仕様書で、業務の対象エリアを示す図面の添付がない。

イ 日の出町地内倒木処理外業務委託

- (ア) 見積徴収通知書で公印を施行した記録がない。
- (イ) 質疑の提出期日が、見積提出期限と同じになっている。

ウ 令和 5 年度品野連区有害鳥獣駆除のための捕獲檻等管理業務委託

- (ア) 見積伺い、見積徴収通知書及び見積結果伺いで、予定価格が事後

公表であるのに非公表となっている。

- (イ) 支出負担行為決議書で、契約書案の添付がない。
- (ロ) 契約結果の公表の伺いはあるが、公表されていない。

エ 令和5年度瀬戸市全域（品野連区を除く）有害鳥獣駆除のため捕獲檻等管理業務委託

- (ア) 見積伺い、見積徴収通知書及び見積結果伺いで、予定価格が事後公表であるのに非公表となっている。
- (イ) 支出負担行為決議書で、契約書案の添付がない。

オ 瀬戸市農業委員会サポートシステム住基固定突合支援業務委託
施行伺いで、執行方法が随意契約であるのに指名競争入札となっている。

(2) 指定管理事務

ア 道の駅瀬戸しなの（地域振興施設を除く）指定管理
基本協定書には年度協定書で定める事項として「当該年度の事業計画に関する事項」とあるが、年度協定書には該当の記載がない。

イ 道の駅瀬戸しなの（地域振興施設）指定管理
基本協定書には年度協定書で定める事項として「当該年度の事業計画に関する事項」とあるが、年度協定書には該当の記載がない。

(3) 補助金交付事務

ア 企業立地促進奨励金
奨励金の額が鉛筆で修正されている。

(4) 財産管理事務

- ア 備品が見当たらないもの。
100367 焼き物機
- イ シール等で管理されていないもの。
100485 テント
101259 カーテン

. 以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 都市整備部 都市計画課
- 第 2 監査期間 令和 6 年 2 月 1 日から令和 6 年 3 月 2 8 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 5 年度（補助金等交付事務については、令和 4 年度を含む。）において執行された令和 5 年 1 2 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書（瀬戸塩草地区住民票等調査業務委託）

(ア) 支出負担行為決議書で、契約書案に設計書、仕様書等がない。

(イ) 支出負担行為変更決議書で、変更契約書案に変更設計書及び仕様書がない。

イ 業務委託単価契約書（「令和 5 年度瀬戸市民間木造住宅耐震診断事業」にかかる派遣等業務委託）

(ア) 見積徴収通知書で、税込みの見積書の提出を依頼すべきところ、税抜きの見積書の提出を依頼している。

- (イ) 契約結果調書が公表されていない。
 - (ウ) 業務一部完了届で、届出日が一部完了年月日より前の日付で提出され受理している。
 - (エ) 約款に基づく一部完了検査の結果を通知していない。
- ウ 業務委託契約書（令和5年度瀬戸市都市計画支援システム運用業務委託）
- 見積徴収伺いで、公印を施行した記録がない。

以上

監 査 報 告 書

第 1 監査対象

指定管理者 瀬戸まちづくり株式会社

所管課 市長直轄組織まちづくり協働課（パルティセと市民交流センター）

都市整備部維持管理課（パルティセと駐車場）

第 2 監査期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 5 年 10 月 26 日まで

第 3 監査項目 指定管理等に係る出納その他の事務

第 4 監査の実施内容

令和 4 年度及び令和 5 年度において執行された令和 5 年 7 月末日までの指定管理等に係る出納その他の事務について、所管課及び指定管理者の双方から関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、その対象事務が適正かつ効率的に執行されているか、また、所管課の指定管理者に対する監督指導が適正におこなわれているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

指定管理等に係る出納その他の事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、適切に処理するとともに今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 所管課

ア 基本協定書に地方自治法に基づき指定管理者に対する監査受入について明記されていない。（パルティセと市民交流センター、パルティセと駐車場）

イ 基本協定書に暴力団等排除に係る指定の取消し等について明記されていない。（パルティセと駐車場）

ウ 業務仕様書で、「2 法令等の遵守」に存在しない施行規則名が記載されている。（パルティセと駐車場）

(2) 瀬戸まちづくり株式会社

- ア 業務仕様書の特記事項に「緊急時対策、防犯対策及び防災対策についてマニュアルを作成し、職員に周知徹底すること。」と記載があるが、防犯対策についてマニュアルが作成されていない。(パーティセと市民交流センター、パーティセと駐車場)
- イ 仕訳伝票(兼決裁票)で、修正液で訂正処理を行っているもの。(10件)(パーティセと市民交流センター、パーティセと駐車場)
- ウ 予算流用異動決議書で、修正液で訂正処理を行っているもの。(2件)(パーティセと市民交流センター)

以上

監 査 報 告 書

第 1 監査対象

財政援助団体 瀬戸市まるっとミュージアム・観光協会
所管課 地域振興部観光課

第 2 監査期間 令和 6 年 1 月 4 日から令和 6 年 2 月 2 9 日まで

第 3 監査項目 負担金に係る出納その他の事務

第 4 監査の実施内容

令和 4 年度及び令和 5 年度において執行された令和 5 年 1 1 月末日までの負担金に係る出納その他の事務について、所管課及び財政援助団体の双方から関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じ、関係職員から内容の説明を聴取し、その対象事務が適正かつ効率的に執行されているか、また、所管課の財政援助団体に対する監督指導が適正に行われているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

負担金に係る出納その他の事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、適切に処理するとともに今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項（瀬戸市まるっとミュージアム・観光協会）

(1) 団体運営関係事務（経理）

ア 支出調書で、債権者が誤っているもの。

イ 瀬戸市まるっとミュージアム・観光振興基金で、基金の名称とその預金口座名とが不整合。

ウ 基金を規定する要綱等がなく不明瞭である。

(2) 団体による契約事務

ア 第 92 回せともの祭「青の広場」設営・撤収業務

(ア) 見積書の明細と仕様書で、必要な資器材の数が相違している。

(イ) 施行伺いの参考見積書、見積書及び請求書で、資料間の不整合があり、かつ消費税の計算が誤っている。

(ウ) 見積書に見積年月日の記載がない。

- イ 第 92 回せともの祭「青の広場」電気工事業務委託
見積書の明細と仕様書で、必要なコンセントの数が相違している。
- ウ 「第 28 回来る福招き猫まつり in 瀬戸」警備業務
請書の消費税額に関する注釈と実際の消費税額が相違している。
- エ 瀬戸観光案内所運營業務委託
 - (ア) 指名競争入札を行うべきところ随意契約としているが、施行伺いに契約方法に関する記載がない。
 - (イ) 施行伺いに「当該業務委託は、瀬戸市の令和 5 年度予算の成立をもって施行するものとする。」と記載があるが、予算成立前に依頼した見積提出依頼書に、その旨の記載がない。
 - (ウ) 契約書で、契約保証金を免除しているが準用している契約規則の該当条項が誤っている。
- (3) 団体運営関係事務（庶務）
 - ア 臨時職員任用通知書に、賃金等について「要綱の基準による」とあるが、要綱が存在しない。

以上

令和5年度 工事監査報告書

第1 監査対象

吉田橋橋梁補修工事

第2 監査期間

令和5年11月1日から令和5年12月27日まで

第3 監査の実施内容

工事が契約書、設計図書、関係法令等に基づき適正に施工されているかについて、関係書類を審査するとともに現地調査を実施し、工事用資材及び施工監理状態についても検査確認を行った。

なお、この監査に当たっては、工事の専門的・技術的観点の主眼として、公益社団法人大阪技術振興協会の協力を得て実施した。

第4 工事の概要

1 場所

瀬戸市追分町地内

2 施工理由

橋梁定期点検の結果に基づくもの。(令和元年度判定Ⅲ) 利用者の安全確保及び今後の修繕・架替えに係る経費縮小を図るため、補修工事を行うもの。

3 工事内容

橋梁補修 N=1 橋

ひび割れ補修工

断面修復工

舗装打換工 車道 A=400 m² 歩道 A=310 m²

橋面防水工 床板厚 200 mm N=10 箇所 床板厚 420 mm N=4 箇所

排水管補修工 L=0.2m

伸縮装置設置工 t=50 mm L=11m t=100 mm L=7m

剥落防止工 桁下部 A=277 m² 高欄部 A=40 m²

防護柵補修工 L=72m

高欄補修工

区画線工 実線白 t=15 cm L=158m 実線白 t=45 cm L=58m

破線白 t=45 cm L=9m 文字 L=13m

地覆補修工 L=73m

縁端拡幅工 N=1 式

足場工 A=890 m²

4 請負業者

(1) 工事請負業者

株式会社加藤工務店

(2) 設計委託会社

藤コンサル株式会社

5 契約金額

110,400,400 円 (税込)

6 工事期間

令和5年4月11日から令和6年3月15日まで

7 進捗状況 令和5年10月31日現在

計画出来高 41.4% 実施出来高 42.9% 【計画より 1.5%早い】

第5 監査の結果

本工事は、良好な施工状態と認められた。

なお、以下については、今後に向け提案及び要望するものである。

- 1 近年の安全管理として「リスクアセスメント」の導入が求められているため、日常のKY活動に取り入れられたい。
- 2 補修材料のSDS（安全データシート）をメーカーより入手し、作業員への取り扱いを周知徹底されたい。
- 3 夜間の橋梁下部（河川敷通路）が暗く感じるため、適正な照度を確保した照明を設置されたい。

以上